

京丹後市子ども家庭総合支援拠点の設置について

1 設置目的等

本市では、家庭子ども相談室（教育委員会事務局子ども未来課）と子育て世代包括支援センター「はぐはぐ」（健康長寿福祉部健康推進課）において妊娠から18歳までの子育て期にわたる相談や支援を実施していますが、体制を強化しながら、両課の連携を図り、支援の一体性・連続性を確保することを目的に、子ども未来課内に「子ども家庭総合支援拠点」を設置しました。

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）を踏まえて定められた「児童虐待防止対策総合強化プラン」（平成30年12月18日）において、2022年度までに全国の市町村に支援拠点を設置することが求められており、このことに対応するものです。

2 設置概要

- ・ 名称：京丹後市子ども家庭総合支援拠点
- ・ 設置時期：令和4年4月1日
- ・ 設置場所：京丹後市大宮庁舎 子ども未来課内
- ・ 主管：子ども未来課
- ・ 設置類型：小規模A型（児童人口概ね0.9万人未満、人口約5.6万人未満）

3 機能強化

- ・ 子ども未来課「要保護児童対策地域協議会」（家庭こども相談室）の担当者を増員し、体制を強化
- ・ 情報共有システムの検討・導入
- ・ 庁内関係システム、ファイルの両部局での共有化
- ・ 定例連絡会議の開催（毎月1回開催）